

関西電力株式会社高浜発電所第2号機の工事の計画の  
技術基準規則等への適合性に関する審査結果  
(第4回分割申請分)

原規規発第2002202号  
令和2年2月20日  
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、関西電力株式会社高浜発電所第2号機の工事計画認可申請（令和元年5月31日付け関原発第81号により申請、令和元年12月25日付け関原発第452号及び令和2年2月13日付け関原発第522号により一部補正。以下「本申請」という。）に係る工事計画が、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

また、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）は、本申請に際して、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第9条第4項の規定に基づき、工事計画の全部につき一時に認可を申請することができないときに該当するとして、全体を計4回に分割して工事計画を申請するとしている。これらのうち、平成30年3月8日付け関原発第413号を第1回分割工事計画、平成30年11月16日付け関原発第398号を第2回分割工事計画、平成31年3月15日付け関原発第581号を第3回分割工事計画、本申請を第4回分割工事計画として、それぞれ申請している。

なお、第1号機及び第2号機で共用する設備のうち第1号機設備として申請されている設備については、別途申請された高浜発電所第1号機の工事計画認可申請（令和元年5月31日付け関原発第80号により申請。）の工事計画の審査において行った。

## 1. 実用炉規則第9条第4項の規定に基づく分割工事計画

申請者は、工事計画認可申請において、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、

原子炉格

納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために、技術基準規則第53条に基づいた特定重大事故等対処施設（一の施設）（以下「特重施設（一の施設）」という。）、特定重大事故等対処施設（一の施設）を除く特定重大事故等対処施設（以下「特重施設（一の施設以外）」という。）及びその関連施設を設置するとしている。これらの施設は、多種多様で大型の設備を多く設置することに加え、これらの設備を収納するため、地下構造で大型の建屋等を建設することから、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要があるため、申請者は、工事計画を分割して申請している。

また、火災、溢水から特定重大事故等対処施設を防護するための設備（以下「防護対策設備」という。）について、その防護対象となる一連の特定重大事故等対処施設の配置や仕様に基づき設計するとして、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（平成25年6月19日原規技発第13061920号 原子力規制委員会決定）を踏まえ、防護対策設備の申請及び特定重大事故等対処施設全体の防護に係る影響評価を最終の申請となる本申請において行っている。

申請者は、それぞれの分割工事計画の内容として、特重施設（一の施設）及び特重施設（一の施設以外）を構成する設備（以下「特重設備」という。）に応じて、以下のとおり申請している。

（1）第1回分割工事計画として、

に、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
  - ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
  - ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
  - ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
  - ⑦非常用取水設備
- の一部を設置する。

（2）第2回分割工事計画として、

を設置する。

（3）第3回分割工事計画として、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
- の一部を設置する。

（4）第4回分割工事計画（本申請）として、

に、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
  - ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
  - ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
  - ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
  - ⑦サポート機能のうち電源設備、計装設備、通信連絡設備
  - ⑧火災防護対策設備、溢水防護対策設備、津波防護対策設備、非常用取水設備、補機駆動用燃料設備、敷地内土木構造物
- を設置する。

申請者は、それぞれの分割工事計画において、実用炉規則第9条第2項及び第3項の規定により設備別記載事項とそれらの基本設計方針を記載した工事計画に添付書類を付して申請しており、設備別記載事項には各設備の種類、個数、容量などの具体的な仕様を、基本設計方針には施設・設備ごとに設置変更許可の設計方針及び技術基準規則で要求される機能を確保するための設計方針を記載している。

なお、規制庁は、このうち第1回分割工事計画については、平成31年4月25日付け原規規発第1904256号にて、第2回分割工事計画については、令和元年9月13日付け原規規発第1909135号にて、第3回分割工事計画については、令和元年10月24日付け原規規発第1910243号にて原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定に基づき、認可している。

本申請で申請された設備リストを別添1に示す。

## 2. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、工事計画認可申請書添付書類「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」から、

- (1) 工事計画のうち各設備の仕様に関する事項は、高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（平成28年12月22日付け関原発第391号により申請、平成29年4月26日付け関原発第27号及び平成29年12月15日付け関原発第338号により一部補正。平成30年3月7日付け原規規発第1803071号にて許可。以下「設置変更許可申請書」という。）に記載された設備の種類、個数、容量などの設備仕様と整合していること
- (2) 工事計画のうち各設備の基本設計方針は、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること

を確認した。なお、工事計画の基本設計方針と設置変更許可申請書の設計方針の間には一部に記載の差があるが、これらについて、工事計画における詳細設計の結果によるものであり、設置変更許可申請書の設計方針に基づいていることを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号の規定に適合していると認める。

### 3. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性の確認に当たって、本申請で申請された設備（以下「申請対象設備」という。）が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、技術基準規則のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を考慮して、特定重大事故等対処施設及び常設重大事故等対処設備に適用される技術基準規則の各条文に対して、

- ①申請対象設備の具体的な設備設計として、申請対象設備に関する設備別記載事項及び基本設計方針が特定重大事故等対処施設に要求される機能を確保するために必要な構造・強度及び機能・性能を有しているかどうか

の観点から、主に申請対象設備の設備別記載事項及び基本設計方針が技術基準規則に適合するものであるかどうかについて審査した。

また、本申請が分割工事計画であることから、本申請について、②から④の方針に従って審査した。

- ②実用炉規則第9条第4項の規定による「当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類」のとおり、最終の分割工事計画である本申請の審査において、特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する工事に係る工事計画の全体を通じて申請されるべき全ての設備が申請されているかどうかをそれぞれ確認する。

- ③火災防護対策設備、溢水防護対策設備がその防護対象となる特重設備の配置や仕様に基づいて設計されているかどうか、特定重大事故等対処施設全体の防護に関する影響評価が的確に実施されているかどうかをそれぞれ確認する。

- ④認可に当たっては、既認可の分割工事計画と設備設計上の不整合を生じていないことを確認し、設備設計上の不整合がある場合には、認可しない。

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性を以下の（1）から（28）のとおり確認した。技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類を別添2に示す。

#### （1） 第5条（地震による損傷の防止）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備のうち、設計基準事故対処設備である外部遮蔽について、別添2に掲げる書類から、

①既工事計画における耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ、許容限界、波及的影響等に関する設計に変更がないこと  
を確認したことから、第5条の規定に適合していると認める。

## (2) 第8条（立ち入りの防止）

規制庁は、別添2に掲げる書類から、  
①保全区域及び周辺監視区域について、人がみだりに立ち入ることを制限する等とするため柵又は扉等を用いて適切に管理する設計としていること  
を確認したことから、第8条の規定に適合していると認める。

## (3) 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

規制庁は、別添2に掲げる書類から、  
①原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止する柵等の障壁により防護するとともに、人の接近管理及び出入管理が行える設計としていること  
②原子炉施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検が行える設計としていること  
③原子炉施設の運転等のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについて、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないよう、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計としていること  
を確認したことから、第9条の規定に適合していると認める。

## (4) 第10条（急傾斜地の崩壊の防止）

規制庁は、別添2に掲げる書類から、  
①急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域でない地域に設備を施設する設計としていること  
を確認したことから、第10条の規定に適合していると認める。

## (5) 第11条（火災による損傷の防止）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、  
①設計基準対象施設に対する火災防護対策について、既工事計画で認可した火災防護対策の措置に包絡されており、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減対策に変更がないこと  
を確認したことから、第11条の規定に適合していると認める。

## (6) 第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ①設計基準対象施設に対する溢水防護対策について、既工事計画で認可した溢水防護対策の措置に包絡されており、溢水防護対策に変更がないこと

を確認したことから、第12条の規定に適合していると認める。

## (7) 第13条（安全避難通路等）

規制庁は、別添2に掲げる書類から、

- ① [ ] に容易に識別できる安全避難通路を設置するとともに、避難用照明として、蓄電池を内蔵した非常灯及び誘導灯を設置する設計としていること並びにそれらの照明に [ ] から電力を供給する設計としていること

②設計基準事故に対応するための照明については、既認可の対策に変更がないことを確認したことから、第13条の規定に適合していると認める。

## (8) 第49条（重大事故等対処施設の地盤）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

- ①当該施設を十分に支持することができる地盤に設置するため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のある日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針」（以下「J E A G 4 6 0 1」という。）又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用して、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対して十分な支持力を有する地盤としていること

- ②地盤の極限支持力度について、設置変更許可申請書における岩種・岩級ごとの数値を適用するとしていること、また、設置変更許可申請書に記載のない岩種・岩級に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づいて設定すること

- ③当該施設を設置する地盤について、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力が作用した場合の接地圧に対する許容限界として、地盤の極限支持力度を基に、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を設定すること、また、基準地震動による地震力が作用した場合の接地圧が、地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有する地盤としていること

を確認した。

規制庁は、①から③の事項を確認したことから、第49条の規定に適合していると認める。

なお、特重施設（一の施設以外）については、技術基準規則第49条第1項第4号への適合を求めていないことから、確認対象外とした。

## （9） 第50条（地震による損傷の防止）

### ① 耐震設計の基本事項

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

- a. 設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のあるJ E A G 4 6 0 1又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用し、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に十分に耐えるよう、当該施設の構造強度を確保する設計としていること、また、基準地震動による地震力に対して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要となる当該施設の機能を維持する設計としていること
- b. 基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高める設計としていることを確認した。

### ② 施設区分

規制庁は、別添1に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

- a. 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を踏まえて、特定重大事故等対処施設に区分していること
- b. 設計基準対象施設と同様に施設に要求される機能の役割に応じて、施設を構成する設備（設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していること

を確認した。

### ③ 地震力の算定方法

規制庁は、別添1に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

- a. 静的地震力について、設置変更許可申請書の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、耐震重要度分類のSクラスに応じた係数を乗じ、施設の振動特性及

び地盤の種類を考慮するなどして、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれに対して適切に算定していること

b. 動的地震力について、地震応答解析の適用性及び適用限界等を考慮して解析手法を選定するとともに、施設及び地盤の構造特性、振動特性、相互作用等を考慮して解析条件を設定した上で、建物・構築物の入力地震動評価並びに建物・構築物及び機器・配管系の地震応答解析を実施して、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力を適切に算定していること、また、動的地震力の算定に当たって、建物・構築物の剛性及び地盤の剛性のばらつき等を適切に考慮していることを確認した。

#### ④ 荷重の組合せ

規制庁は、別添1に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、荷重の組合せについて、当該施設に作用する耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と、重大事故等時の状態であって当該施設が待機している状態又は重大事故等時の状態であって当該施設を使用している状態で当該施設に作用する荷重等の地震力以外の荷重を適切に組み合わせていること、また、地震以外の自然現象による荷重との組合せについて、

a. 風荷重又は積雪荷重の影響が地震荷重と比べて無視できない構造、形状及び仕様を有する施設について、地震荷重と風荷重又は積雪荷重の組合せを考慮していること

b. 地震荷重と津波荷重の組合せについて、


を確認した。

#### ⑤ 許容限界

規制庁は、別添1に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

a. 強度評価における許容限界について、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保する設定としていること

b. 地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等の機能維持評価における許容限界について、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を適用していること

を確認した。

#### ⑥ 波及的影響

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. 特重施設（一の施設）に対して波及的影響を及ぼす施設（以下「下位クラスの施設」という。）について、次に示す施設及び設備としていること
  - ア. 耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設
  - イ. 基準地震動による地震力に対する機能の維持を要求されない常設重大事故等対処設備
  - ウ. 可搬型重大事故等対処設備
  - エ. 特重施設（一の施設以外）
- b. 波及的影響について、考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、下位クラスの施設の波及的影響によって、当該設備の機能を損なわない設計としていること
- c. 考慮すべき事象について、原子力発電所の既往の地震被害を調査し、その結果を考慮した上で、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響及び下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していること
- d. 考慮すべき施設について、敷地全体を対象に、相対変位、不等沈下、損傷・転倒及び落下による特重施設（一の施設）への影響という観点から行った調査・検討に基づき、選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設又は波及的影響を受ける可能性のある特重施設（一の施設）を抽出していること
- e. 耐震計算について、抽出した下位クラスの施設が、特重施設（一の施設）の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を有する設計としていること、又は抽出した特重施設（一の施設）が、下位クラスの施設の波及的影響の発生によって作用する荷重に対して機能に影響を受けない状態にとどめる設計としていることを確認した。

#### ⑦ 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価

規制庁は、別添1に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添2に掲げる書類から、

- a. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、当該設備及び波及的影響を考慮すべき施設を対象に、当該組合せの適用によって水平1方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた耐震計算への影響の可能性がある施設又は設備を抽出し、三次元応答性状を考慮した上で基準地震動を適用して当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していること

b. その結果、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等について、水平 1 方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対し、同等又は増加する傾向であったが、応力等が増加する場合でも、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等が許容値を満足する設計としていること  
を確認した。

⑧ 基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性

規制庁は、別添 1 に申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高めるために、

a. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

b. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

⑨ 特重施設に係る周辺斜面の安定性評価

規制庁は、別添 1 の申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、

a. [Redacted]  
[Redacted]

b. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

規制庁は、①から⑨の事項を確認したことから、第 50 条の規定に適合していると認める。

なお、特重施設（一の施設以外）については、技術基準規則第 50 条第 1 項第 4 号への適合を求めていないことから、確認対象外とした。

(10) 第 51 条（津波による損傷の防止）

① 基本事項

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 基準津波により、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、適用性を確認した耐津波設計に係る規格及び基準等（設計基準対象施設の耐震設計に係る工事計画認可において実績のある手法等を含む。）に基づく手法を適用して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、及び津波影響軽減施設を設置し、並びに基準津波に対してこれらの施設の機能を維持する設計としていること
- b. 基準津波に対する防護とは性質の異なる対策を講じる等により、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高める設計としていることを確認した。

## ② 津波防護対象設備

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 基準津波から防護する設備（以下「津波防護対象設備」という。）について、特重施設（一の施設）、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備としていることを確認した。

## ③ 基準津波に基づき設定した入力津波

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、施設の設計を行うための、基準津波に基づき設定した入力津波について、

- a. その設定に当たって、敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置を考慮した津波の遡上解析を基に、基準津波による敷地への遡上の可能性を検討していること
- b. 津波防護対策に必要な各施設の設置位置において、潮位のばらつき、地殻変動及び数値計算上の不確かさを考慮して適切に設定していることを確認した。

## ④ 津波防護対策

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 基準津波に対する津波防護対策について、入力津波による津波防護対象設備への影響として、津波の敷地への流入の可能性の有無、津波による漏水及び溢水による、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価し、対策が必要となる箇

所に津波防護施設、浸水防止設備を設置することとしていること、また、津波の襲来状況を監視し津波防護施設の機能を確実なものとするため津波監視設備及び津波の波力や漂流物の影響を軽減する津波影響軽減施設を設置することなど、適切な対策を講じることとしていること

b.


を確認した。

⑤ 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備のうち特重施設（一の施設）について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 以下の b. 及び c. の事項から、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設について、基準津波を基に設定した入力津波に対して、それぞれの施設に要求される機能が十分に保持できる設計としていること
- b. 津波による荷重と津波以外の荷重を適切に設定して、それらの組合せを考慮し、また、津波以外の荷重として、余震による荷重、漂流物による荷重、積雪荷重及び風荷重を考慮していること
- c. 津波襲来後の再使用性や津波の繰り返しの作用を考慮して、作用する荷重に対し、それぞれの施設に要求される機能を十分に保持できる許容限界を設定し、また、材料の応力がおおむね弾性範囲内に収まることを基本としていること

d.


を確認した。

規制庁は、①から⑤の事項を確認したことから、第 51 条の規定に適合していると認める。

なお、特重施設（一の施設以外）については、技術基準規則第 51 条への適合を求めていないことから、確認対象外とした。

（11） 第 52 条（火災による損傷の防止）

① 火災区域及び火災区画の設定

規制庁は、別添 1 に掲げる第 1 回、第 2 回及び第 3 回分割工事計画並びに本申請の申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 特重設備を設置する区域を火災区域として、また、火災区域を特重設備及びその他の発電用原子炉施設の配置並びに壁を考慮して分割したものを火災区画として設定すること  
を確認した。

## ② 火災発生防止に係る設計

規制庁は、別添 1 に掲げる第 1 回、第 2 回及び第 3 回分割工事計画並びに本申請の申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、特重設備における火災の発生を防止するため、

- a. 火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備について、その漏えい及び拡大の防止、防爆の対策をするために溶接構造等とする設計とし、水素を内包する設備については、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、可燃性の蒸気及び水素が発生する火災区域については、蒸気等を滞留させないために適切な換気等を行う設計とすることで火災に対して原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないとしていること
- b. 特重設備について、不燃性材料、難燃性材料又はそれと同等以上の性能を有する材料として、UL 垂直燃焼試験及び I E E E 3 8 3 の燃焼試験により自己消火性及び延焼をしないことを確認したケーブル等を使用する設計としていること
- c. 特重設備について、落雷による火災の発生を防止するために、避雷設備を設置する設計としていること、また、地震による火災の発生を防止するために耐震重要度分類 S クラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても十分な支持性能をもった地盤に設置し、耐震設計を行うなど、自然現象による火災の発生防止対策を行う設計としていること

を確認した。

## ③ 火災の感知及び消火に係る設計

規制庁は、別添 1 に掲げる第 1 回、第 2 回及び第 3 回分割工事計画並びに本申請の申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 火災区域又は火災区画（以下「火災区域等」という。）について、火災の影響を限定し、早期の火災感知を行うため、各火災区域等の環境条件及び想定される火災の性質等を考慮し、固有の信号を発する異なる種類の感知器として、基本的にアナログ式の煙感知器、熱感知器又は火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置するとともに、火災の発生場所を特定できる火災受信機盤を用い、[ ] での常時監視に加え、[ ] で監視でき

- る設計とし、また、火災感知設備について、蓄電池を有するなど全交流動力電源喪失を考慮するとともに、機能を保持する設計としていること
- b. 火災区域等について、それぞれの環境条件、想定される火災の性質等を考慮し、火災の影響を限定し、早期の消火を行うため、煙の充満などにより消火活動が困難となる火災区域等には自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備として、スプリンクラー、全域ハロン消火設備又は局所ハロン消火設備等の消火設備を設置するとともに、消火活動が困難とならない火災区域等には常駐する要員による消火活動を行うための可搬型の消火器又は消火栓を設置し、また、消火設備について、蓄電池を有するなど全交流動力電源喪失を考慮するとともに、機能を保持する設計としていること
- c. 消火設備の設計に当たっては、消火設備の破損、誤作動又は誤操作（以下「消火設備の破損等」という。）によって電気設備の機能に影響を与えるおそれがある場合にはハロン系ガス等を使用すること、また、消火設備の放水等による溢水によって原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機器等の機能が喪失しないことを第54条への適合性で確認するなど、消火設備の破損等を考慮する設計としていることを確認した。

④ 既認可の火災防護対策に対する影響

規制庁は、別添1に掲げる第1回、第2回及び第3回分割工事計画並びに本申請の申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. [ ] に設置されている設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対する既認可の火災防護対策に変更がないことを確認した。

規制庁は、①から④の事項を確認したことから、第52条の規定に適合していると認め る。

(12) 第53条（特定重大事故等対処施設）

(12) - 1 特定重大事故等対処施設の設置（第53条第1号関係）

① 基本事項

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. [ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

b. [Redacted]  
[Redacted]

c. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

d. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

e. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

f. 特重施設（一の施設）について、第49条第1項第4号、第50条第1項第4号及び第51条の要求事項を満たす設計としていることを確認した。

② 大型航空機の特性

規制庁は、別添2に掲げる書類から、

a. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

③ 評価対象の設定

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

a. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

b. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

④ 大型航空機衝突影響評価における構造評価

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、大型航空機衝突時の構造評価として、

- a. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
b. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

⑤ 大型航空機衝突影響評価における機能評価

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、大型航空機衝突時の機能評価として、

- a. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
b. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
c. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
d. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

e. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

f. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

g. [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

⑥ 地盤の支持、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、

- a. 特定重大事故等対処施設は、地盤の支持、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止の要求事項を満たすことをそれぞれ第 49 条（重大事故等対処施設の地盤）、第 50 条（地震による損傷の防止）及び第 51 条（津波による損傷の防止）への適合性で確認しており、それらを一の施設とする設計としていること
- を確認した。

規制庁は、②から⑤の事項から大型航空機衝突影響評価の手法は「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」（平成 26 年 9 月 17 日 原規技発第 1409177 号 原子力規制委員会決定）を踏まえていることを確認したこと、及び①から⑥の事項から原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計としていることを確認したこと、また、第 1 回、第 2 回、第 3 回及び本申請を通して申請された全ての特重設備により、原子炉補助建屋等への大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを確認したことから、第 53 条第 1 号の規定に適合していると認める。

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(12) - 2 特定重大事故等対処施設の機能（第53条第2号関係）

① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び申請対象設備を機能別に整理した別添3から、

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第61条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

を確認した。

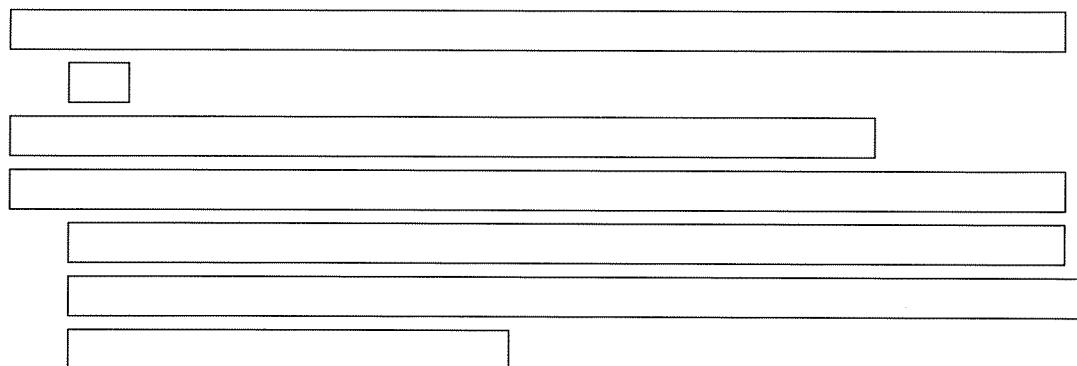
規制庁は、特重設備 [ ] に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのとっていること、申請対象設備が原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を確保するために必要な構造・強度を有する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306194号（平成25

年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)。以下「技術基準規則解釈」という。) の規定に適合していることを確認するとともに、当該特重設備を構成する全ての設備が申請されていることを確認した。

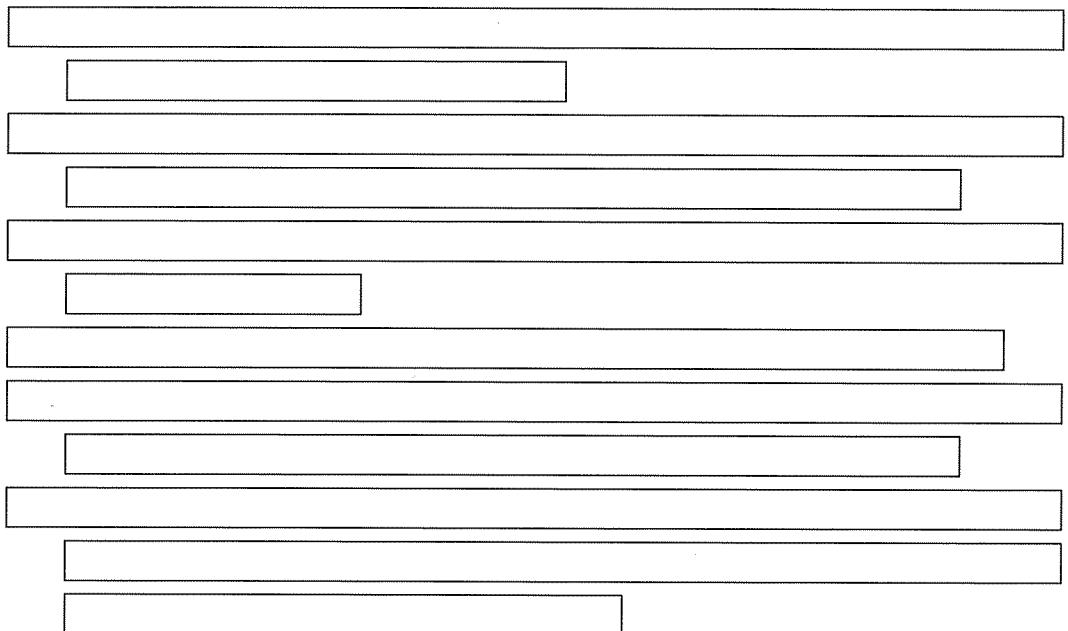
② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に掲げるリストから、

a. 原子炉内の溶融炉心の冷却機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第 6 条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること



b. 具体的には以下 [ ] のとおりの設計としていること



を確認した。

規制庁は、特重設備 [ ] に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が炉心を冷却し、[ ] [ ] 必要な構造・強度を有する設計としているこ

と、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認するとともに、当該特重設備を構成する全ての設備が申請されていることを確認した。

③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げるリストから、

- a. 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第66条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

- b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、特重設備 [ ] に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能を確保するために必要な構造・強度を有する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認するとともに、当該特重設備を構成する全ての設備が申請されていることを確認した。

④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げるリストから、

- a. 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第64条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

- b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

を確認した。

規制庁は、特重設備 [ ] に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのとっていること、申請対象設備が原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を確保するために必要な構造・強度を有する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認するとともに、当該特重設備を構成する全ての設備が申請されていることを確認した。

⑤ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に掲げるリストから、

- a. 原子炉格納容器内における水素による爆発（以下、「水素爆発」という。）による原子炉格納容器の破損を防止する機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第 67 条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

- b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、特重設備 [ ] に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を確保するために必要な構造・強度を有する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認するとともに、当該特重設備を構成する全ての設備が申請されていることを確認した。

#### ⑥ サポート機能（電源設備）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に掲げるリストから、

- a. サポート機能のうち電源設備について、設置変更許可申請書の設計方針及び第 72 条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、特重設備（電源設備）に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が原子炉格納容器の破損を防止するために必要な電力を供給するために必要な構造・強度を有する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

⑦ サポート機能（計装設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げるリストから、

a. サポート機能のうち計装設備について、設置変更許可申請書の設計方針及び第73条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

を確認した。

規制庁は、特重設備（計装設備）に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が原子炉格納容器の破損を防止するために必

要なパラメータを計測するための構造・強度及び機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

⑧ サポート機能（通信連絡設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げるリストから、

a. サポート機能のうち通信連絡設備について、設置変更許可申請書の設計方針及び第77条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

を確認した。

規制庁は、特重設備（通信連絡設備）に係る設備別記載事項が設置変更許可申請書の設備仕様に、当該特重設備に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、申請対象設備が原子炉格納容器の破損を防止するための [ ] において必要のある場所と通信連絡を行うための構造・強度及び機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

⑨ 緊急時制御室

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. [ ]、設置変更許可申請書の設計方針及び重大事故等防止技術的能力並びに第74条及び第76条で要求される機能を考慮して、以下[ ]のとおりの設計としていること

- b. 具体的には、以下 [ ] とおりの設計としていること

[Redacted]

を確認した。

規制庁は、[Redacted]に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針にそれぞれのつとっていること、[Redacted]が原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備の機能を制御するために必要な構造・強度を有する設計としていること、[Redacted]の居住性を確保する設計としていること、及び当該設備が必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

⑩ 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）との多重性等

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に掲げるリストから、

a. 技術基準規則解釈第 5 条 3 の (a) の機能を有する設備について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計としていること、[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

を確認した。

技術基準規則解釈第53条3の「(a) viii. 上記設備の関連機能（減圧弁、配管等）」については、①から⑨の各機能を有する設備に係る工事計画及び添付書類にて確認した。

規制庁は、①から⑩の事項から、特定重大事故等対処施設について原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設計としていることを確認したことから、第53条第2号の規定に適合していると認める。あわせて、①から⑨の事項から特定重大事故等対処施設については、当該条文に係る別添3の設備が第54条に適合していると認める。

#### (12)-3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第53条第3項関係）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

①特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止する目的を果たすため、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間にわたって特重設備を使用できるように、  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認したことから、第53条第3項の規定に適合していると認める。

#### (13) 第54条（重大事故等対処設備）

当該条文に係る以下の確認事項については関連する各条文で個別に確認を行った。

##### (13)-1 共通設計方針（第54条第1項及び第2項関係）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

###### ① 環境条件及び荷重条件

a. 特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮されるように、その設置（使用）場所に応じた耐環境性を有し、操作が可能な設計としていること

###### ② 操作性

a. 特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合においても、特重設備を確実に操作できるように、これらの重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計としていること

###### ③ 試験及び検査

a. 特重設備について、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるように特性及び機能・性能確認、分解・開放（非破壊検査を含む。）、外観確認等ができる設計としていること、また、試験及び検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼさない範囲において、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができる設計としていること

④ 切替えの容易性

a. 特重設備について、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設けた設計としていること

⑤ 悪影響防止

a. 特重設備について、原子炉施設（他号機を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（特重設備を含む。））に対して、系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計としていること

⑥ 現場の作業環境

a. 特重設備について、必要な遮蔽性能を持つ [ ] から操作が可能な設計としていること

⑦ 容量

a. 特重設備について、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計としていること、また、第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機の同時被災を考慮しても対応できるように、号機ごとに必要な容量等を有する設備を [ ] [ ] 設計としていること

⑧ 共用の禁止

a. 特重設備について、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とするが、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件を満たしつつ、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用する設計としていること

⑨ 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止

- a. 特重設備の共通要因故障に対して、「第53条（特定重大事故等対処施設）（14）－2 特定重大事故等対処施設の機能（第53条第2号関係）⑩」において記載のとおりの設備設計としていること
- b. 別添1に掲げる第1回、第2回及び第3回分割工事計画並びに本申請の申請対象設備の溢水防護について、別添2に掲げる書類から、以下ア.からウ.のとおりの設計としていること
- ア. 特重設備を溢水影響に対して防護すべき設備に設定し、溢水影響に対する評価条件として溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路を設定する
- イ. 特重設備のうち [ ] に設置される動的機器について、溢水影響に対する評価条件の設定を基に、没水影響に対して機能を損なうおそれがない高さに配置する
- ウ. 原子炉補助建屋等に設置されている設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対する既認可の溢水防護対策に変更がない  
を確認した。

規制庁は、①から⑨の事項を確認したことから、第54条第1項及び第2項の規定に適合していると認める。

#### （14） 第55条（材料及び構造）

- 規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、  
①重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の材料及び構造について、  
施設時に適用された規格に応じて、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下「設計・建設規格」という。）、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年通商産業省告示第501号。）等に従い具体的に以下の②の設計としていること  
②具体的には、  
a. 材料について、当該機器等が使用される条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること並びに適切な破壊じん性を有すること  
b. 構造及び強度について、特定重大事故等時の圧力、温度等が負荷された状態において、全体的な変形を弾性域に抑える設計並びに疲労破壊及び座屈が生じない設計としていること  
を確認した。

規制庁は、①から②の事項を確認したことから、第55条の規定に適合していると認め  
る。

## (15) 第57条(安全弁等)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ①当該設備には、原子炉施設の安全性を確保する上で機器に作用する圧力の過渡の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁を必要な箇所に設け、設計・建設規格に適合する設計としていること

を確認した。

規制庁は、①の事項を確認したことから、第57条の規定に適合していると認める。

## (16) 第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条(特定重大事故等対処施設)への適合性について確認した際に、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備(特重設備を除く。)が有する発電用原子炉の減圧操作機能が喪失した場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備として特重設備[ ]を設ける設計としていることを確認していることから、第61条の規定にも適合していると認める。

## (17) 第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条(特定重大事故等対処施設)への適合性について確認した際に、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備(特重設備を除く。)が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合において、[ ]必要な設備として特重設備[ ]を設ける設計としていることを確認していることから、第62条の規定にも適合していると認める。

## (18) 第64条(原子炉格納容器内の冷却等のための設備)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条(特定重大事故等対処施設)への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備として特重設備[ ]を設ける設計としていることを確認していることから、第64条の規定にも適合していると認める。

## (19) 第65条(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条(特定重大事故等対処施設)への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、[ ]

[ ] 必要な設備として特重設備 [ ]  
[ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第 65 条の規定にも適合していると認める。

#### (20) 第66条（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備として特重設備 [ ]  
[ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第66条の規定にも適合していると認める。

#### (21) 第67条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第67条の規定にも適合していると認める。

#### (22) 第72条（電源設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を供給するために必要な設備として特重設備（電源設備）を設ける設計としていることを確認していることから、第72条の規定にも適合していると認める。

#### (23) 第73条（計装設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉格納容器の破損を防止するために必要なプラントの状態及び他の特重設備の状態を計測し、監視するために必要な設備として特重設備（計装設備）を設ける設計としていることを確認していることから、第73条の規定にも適合していると認める。

#### (24) 第74条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な特重設備の機能を

制御するために必要な設備として [ ] 設計としていることを確認していることから、第 74 条の規定にも適合していると認める。

#### (25) 第 76 条（緊急時対策所）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、第 53 条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な特重設備の機能を制御するために必要な設備として [ ] 設計としていることを確認していることから、第 76 条の規定にも適合していると認める。

#### (26) 第 77 条（通信連絡を行うために必要な設備）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、第 53 条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な通信連絡を行うために必要な設備として、[ ] に特重設備（通信連絡設備）を設ける設計としていることを確認していることから、第 77 条の規定にも適合していると認める。

#### (27) 第 78 条（準用）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、重大事故等対処施設に施設する [ ] について、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 51 号）に基づき、[ ] の構造に関して、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し水圧試験又は強度計算等によって耐圧に係る性能が確認された設計等としていることを確認していることから、第 78 条の規定に適合していると認める。

#### (28) 本申請以外の分割工事計画との整合

規制庁は、

- ①実用炉規則第 9 条第 4 項の規定による第 1 回分割認可申請、第 2 回分割認可申請及び第 3 回分割認可申請の「当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類」に記載された第 4 回分割工事計画の概要が本申請において不整合なく申請されていること
- ②別添 1 に掲げる書類から、第 1 回、第 2 回、第 3 回及び本申請の申請対象設備の基本設計方針に不整合がないこと
- ③特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する工事に係る全 4 回の分割工事計画の全体を通じて申請されるべき全ての設備が申請されていること

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号の規定に適合していると認める。

#### 4. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号への適合性

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認に当たって、

- (1) 品質管理の方法として申請された品質保証計画の内容の品質管理基準規則の各要求事項への適合性
- (2) 本申請に係る設計に係る実績が、上記で確認した品質保証計画により実施されたこと及び工事、検査に係る計画が同計画により計画していることについて審査した。

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性を以下の（1）及び（2）のとおり確認した。

##### （1）品質管理基準規則への適合性

規制庁は、申請された品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、品質管理基準規則の要求事項にのっとり、安全文化を醸成するための活動、業務プロセス、不適合の報告及び処理等を定めていることを確認したことから、品質管理基準規則の要求事項に適合していることを確認した。

##### （2）設計等業務の計画、実施に係る確認

規制庁は、工事計画認可申請書添付書類「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」から、

- ①本申請の対象は広範囲に及ぶため、[ ]の責任の下、設計に必要な資料の作成を行うための体制を定め、設計に係る活動を実施するとしていること
- ②基本設計方針の作成において、技術基準規則及び設置変更許可内容から求められる要求事項が漏れなく適用されるよう、工事計画認可対象設備の選定、要求事項との関係を整理した対比表を作成するなどの業務手順を定め、それに従い業務を実施していること
- ③対象設備の詳細設計において、設計基準対象施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び特定重大事故等対処施設に係る関連工事において追加・変更となる設備・運用に対して新規制基準適合性確認を行う業務については、基本設計方針に基づいて、現状の設備を管理する設備図書等を用いて、系統構成、仕様、構造、強度、耐震、耐環境、配置設計を実施して設計図書を作成する業務手順を定め、それに従い実施していること

- ④特定重大事故等対処施設に関する秘匿性を保持する必要がある情報については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し登録管理を実施すること
  - ⑤特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理すること
  - ⑥詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理として、解析業務について、調達により実施する場合及び自社により実施する場合に区分し、解析の実施及び解析コードの検証、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを含むデータ管理を行うなどの業務手順を定め、それに従い業務を実施していること
  - ⑦設計結果について、設計を主管する箇所の長が当該設備の設計に係る専門家を含む体制によりレビューを行い、当該業務に直接関与していない上位職位の者による検証を実施した上で、承認を行っていること
  - ⑧工事計画認可申請書に係る工事計画、添付資料等の作成に当たっては、基本設計及び詳細設計の結果を基に作成する手順としていること
  - ⑨工事について、本申請に係る設計以降に行う設備の具体的な設計及び工事の実施に関して、[ ] の責任の下、設計及び工事のそれぞれを主管する箇所で実施する体制としていること
  - ⑩検査に係る組織について、高浜発電所内において発電所長を統括責任者とし、検査の指導、保安の監督を行う主任技術者（発電用原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者をいう。）、品質保証責任者、検査実施責任者及び検査担当者等で構成し、検査担当者は、当該工事の主担当者から独立した者が実施する体制としていること
  - ⑪適合性確認検査について、設計結果を含む技術基準適合性を確認することを目的とし、系統構成、仕様、構造、強度等の設計結果に基づいて、機能・性能検査、材料・寸法検査、耐圧・漏えい検査等の検査項目により実施する計画としていること
  - ⑫各検査項目に対する適合性確認検査の実施については、検査方法、判定基準等を明確にした検査要領書を作成及び実施するとしていること、また、通常の検査方法を用いた場合に既存の原子炉施設に悪影響を及ぼす場合には、検査目的に対する代替性の評価を実施した上で、代替検査を計画するとしていること
- を確認したことから、本工事に係る設計の実績が品質保証計画に基づき実施されたこと並びに工事及び検査が同計画により計画されていることを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号の規定に適合していると認める。

## 5. 審査結果

規制庁は、2. から4. の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

なお、本申請に係る高浜発電所について、原子力規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km<sup>3</sup>程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適当であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力に命じたところである。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制庁は、(i) 平成31年度第4回原子力規制委員会において判断されたとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいはず、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火碎物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可（令和2年1月29日許可）の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

また、本申請に係る高浜発電所について、原子力規制委員会は、令和元年度第16回原子力規制委員会において、「隱岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲート開状態での津波（以下「本件津波」という。）が基準津波として選定される必要があり、適切な期間内に基本設計ないし基本的設計方針を変更するための設置変更許可申請が行われる必要があるとの規制庁の現時点における評価を了承した（以下、「隱岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波に関する知見を「本新知見」と呼ぶ。）。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

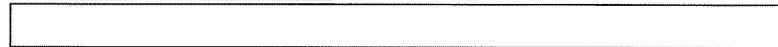
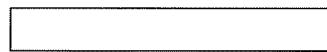
規制庁は、(i) 令和元年度第16回原子力規制委員会において規制庁の評価を踏まえて判断されたとおり、取水路防潮ゲート4門のうち2門が閉止している状態（1、2号炉の停止状態）が維持されている限りにおいては、本件津波による水位上昇により敷地が浸水することはないと考えられ、また本件津波による水位下降により海水ポンプの取水機能が喪失することはないと考えられることから、本件津波によって高浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある状況にはないこと、(ii) 取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる許認可を行わないことにより、規制上もこれを担保できること、(iii) 第2回「警報が発表されない可能性

のある津波への対応の現状聴取に係る会合」（令和元年7月16日開催）において示された関西電力の対応方針が履行されれば、本新知見が規制手続において適切に取り扱われることになり、かつ、上記（i）（ii）に照らせばこれで足りることなどから、本新知見の取り入れに係る規制手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、基準津波については、既許可（令和2年1月29日許可）の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

## 分割認可申請として本申請で申請された設備のリスト

高浜発電所第2号機の分割認可申請のうち第4回分割認可申請として本申請（令和元年5月31日付け関原発第81号により申請、令和元年12月25日付け関原発第452号及び令和2年2月13日付け関原発第522号により一部補正。）で申請された設備は以下のとおり。

### 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

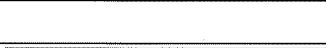
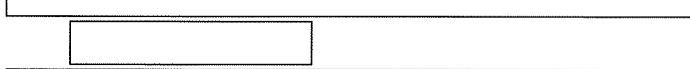
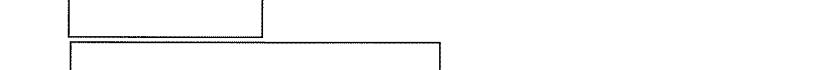
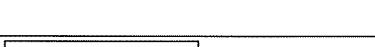
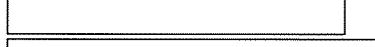
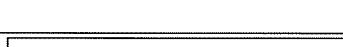
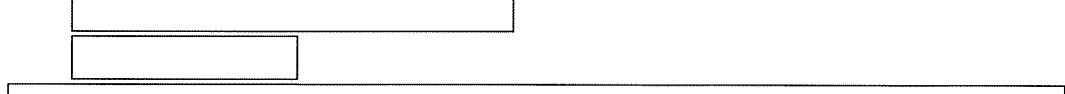
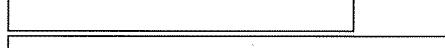
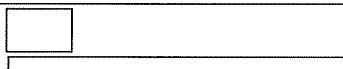
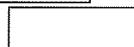
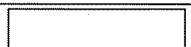


- 主配管
  - ・主配管
  - ・主配管

- ・主配管
- ・主配管

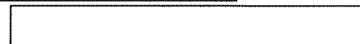
11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

### 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

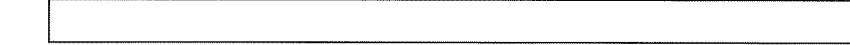
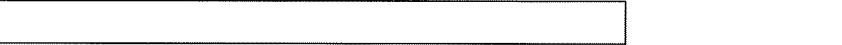
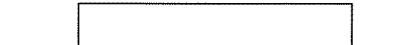
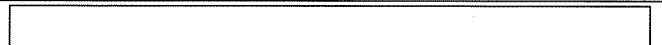
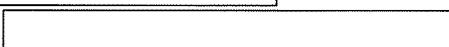


10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置



放射線管理施設

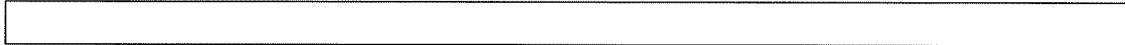
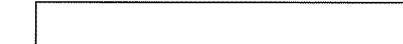
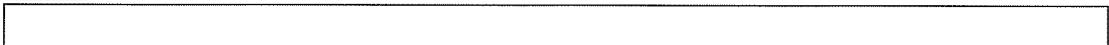
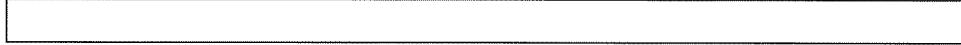
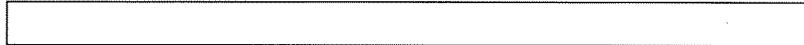


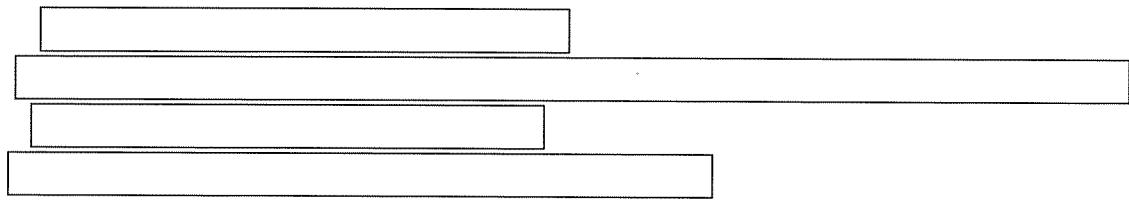
容器



主配管

・主配管





4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

**原子炉格納施設**

- 
- A large rectangular area above the list, divided into four horizontal sections by thick black lines. The entire area is completely redacted.
- ポンプ
  - 容器
  - 安全弁及び逃がし弁
    - ・安全弁
    - 主配管
    - ・主配管

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

**その他発電用原子炉の附属施設**

1 非常用電源設備

- 
- A large rectangular area above the list, divided into four horizontal sections by thick black lines. The entire area is completely redacted.
- 調速装置及び非常調速装置
- 
- A large rectangular area at the bottom of the list, divided into four horizontal sections by thick black lines. The entire area is completely redacted.

別添 1





The form consists of two columns of horizontal redaction boxes. The left column has 5 rows, and the right column has 6 rows. The boxes are of varying widths and heights.

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

4 火災防護設備

The form consists of two columns of horizontal redaction boxes. The left column has 6 rows, and the right column has 6 rows. The boxes are of varying widths and heights.

ポンプ

The form consists of two columns of horizontal redaction boxes. The left column has 1 row, and the right column has 2 rows. The boxes are of varying widths and heights.

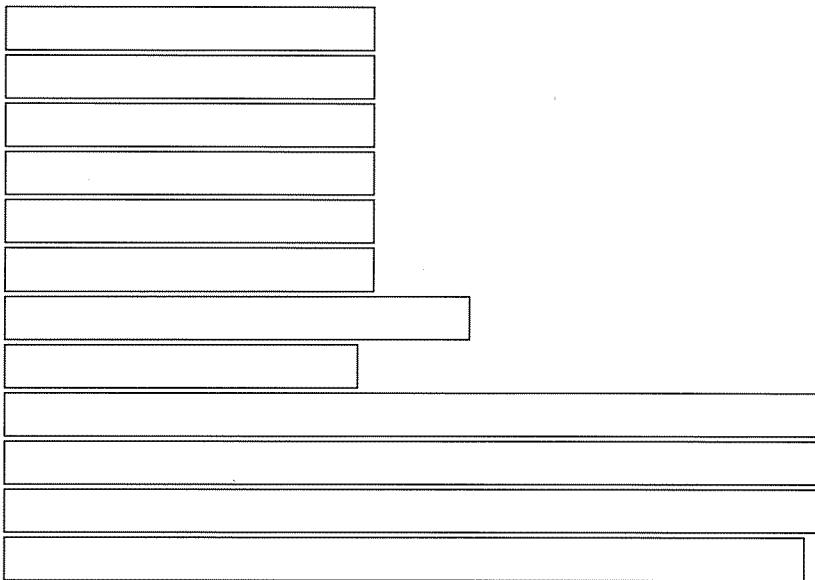
<input type="checkbox"/>	容器	
<input type="checkbox"/>	安全弁及び逃がし弁	
	・ 安全弁	
<input type="checkbox"/>	主配管	
	・ 主配管	
	・ 主配管	

- 主配管
  - 主配管

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

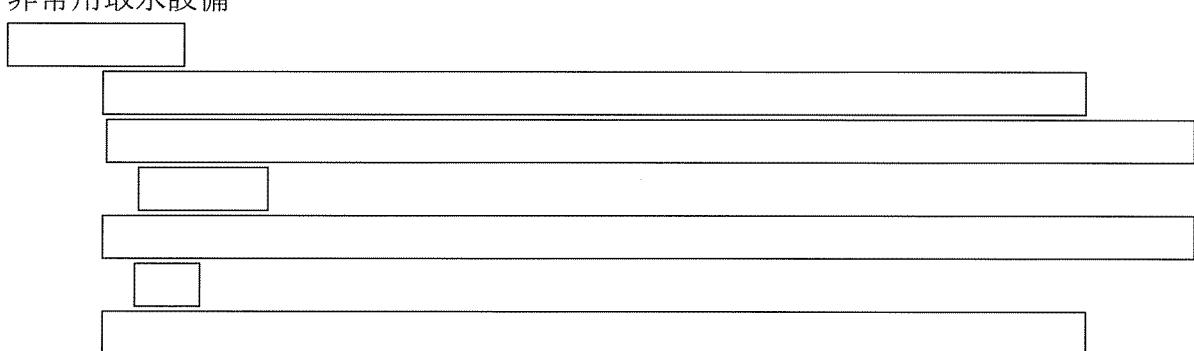
5 浸水防護施設

The image consists of a grid of approximately 60-70 empty rectangular boxes. These boxes are arranged in several distinct horizontal rows. The top row contains about 15 boxes of varying widths. Below this is a row of 10 boxes. A larger row follows, containing 12 boxes. Another row below that has 8 boxes. The bottom section of the grid contains three rows: one with 2 boxes, one with 1 box, and one with 2 boxes. All boxes are white with black outlines and are set against a plain white background.



- 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）
- 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
- 容器
- 
- 主配管
- ・主配管
  - ・主配管
- 

7 非常用取水設備



[Redacted]

2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

#### 8 敷地内土木構造物

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

本申請の申請対象外の設備として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第9条第4項の規定により申請された当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要のうち、第1回分割認可申請（平成30年3月8日付け関原発第413号により申請、平成31年4月25日付け原規規発第1904256号にて認可。）及び第3回分割認可申請（平成31年3月15日付け関原発第581号により申請、令和元年10月24日付け原規規発第1910243号にて認可。）、における申請対象設備は以下のとおり。

なお、第2回分割認可申請（平成30年11月16日付け関原発第398号により申請、令和元年9月13日付け原規規発第1909135号にて認可。）では、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物である [Redacted] 申請している。

#### 1. 原子炉本体

1. 1 [Redacted]
  - (1) [Redacted]
    - a. [Redacted]
      - (a) [Redacted] (第1回申請)
    - b. [Redacted]
      - (a) [Redacted] (第1回申請)
    - c. [Redacted]

- (a) [ ] (第 1 回申請)
- d. [ ]
- (a) [ ] (第 1 回申請)
- e. [ ]
- (a) [ ] (第 1 回申請)
- f. [ ]
- (a) [ ] (第 1 回申請)
- g. [ ]
- (a) [ ] (第 1 回申請)

- 1. 2 [ ]
- (1) [ ]
- a. [ ] (第 1 回申請)

## 2. 原子炉冷却系統施設

- 2. 1 [ ]
- (1) [ ]
- a. [ ] (第 1 回申請)
- (2) ポンプ
- a. [ ] (第 1 回申請)
- (3) [ ]
- a. [ ] (第 1 回申請)
- (4) 主要弁
- a. [ ] (第 1 回申請)

- 2. 2 [ ]
- (1) 容器
- a. [ ] (第 1 回申請)

## 3. 計測制御系統施設

- 3. 1 [ ]
- (1) 容器
- a. [ ] (第 3 回申請)
- (2) 安全弁
- a. [ ] (第 3 回申請)

## 4. 原子炉格納施設

- 4. 1 [ ]

- (1) [ ]
  - a. [ ] (第 1 回申請)
- (2) [ ]
  - a. [ ] (第 1 回申請)
- (3) [ ]
  - a. [ ] (第 1 回申請)

4. 2 [ ]

- (1) [ ]
  - a. [ ]
    - (a) [ ] (第 1 回申請)
- (2) [ ]
  - a. 主要弁
    - (a) [ ] (第 1 回申請)
    - b. [ ]
      - (a) [ ] (第 1 回申請)
      - (b) [ ] (第 1 回申請)

## 5. その他発電用原子炉の附属施設

### 5.1 非常用取水設備

- 5.1.1 [ ]
  - (1) [ ] (第 1 回申請)
  - (2) [ ] (第 1 回申請)
  - (3) [ ] (第 1 回申請)
  - (4) [ ] (第 1 回申請)

技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類(設計基準対象施設)

(注1)「〇」は、技術基準規則各案文への適合性を審査する際に確認した書類  
(注2)最上行において灰色の技術基準規則案文は、本申請において適合性を確認する必要がない条文  
(注3)書類名は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記載

技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類(重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設)

別添2

(注1)「〇」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類  
(注2)最上行において灰色の技術基準規則各条文は、本申請において適合性を

(注3)最打工においての技術基準規範又は、本申請において適合性を確認する必要がない条文(なお、第72条から第78条まで(第75条を除く)は、分割申請により本申請では申請対象外となっているもの)

(注3)書類名は実用光電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記

<第53条解釈3(a) i 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能>  
(第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別		
原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能				
サポート機能 (電源設備)				

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) ii 原子炉内の溶融炉心の冷却機能> (第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能			
サポート機能 (電源設備)			
1次冷却設備			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)iii 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能> (第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉内の溶融炉心の冷却機能			
サポート機能 (電源設備)			
原子炉格納施設			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)iv 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能> (第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別	
原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能			
サポート機能 (電源設備)			
原子炉格納施設			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) v 原子炉格納容器内の過圧破損防止機能> (第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等
	設備※1	設備種別	
原子炉格納容器の過圧破損防止機能			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

原子炉格納容器の過圧破損防止機能	
サポート機能 (電源設備)	
サポート機能 (計装設備)	
原子炉格納施設	

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)vi 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能>  
(第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別		
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能				
サポート機能 (電源設備)				
サポート機能 (計装設備)				
原子炉格納施設				

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)vii サポート機能>  
(第72条 電源設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別		
サポート機能 (電源設備)				

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)vii サポート機能>  
(第73条 計装設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別		
サポート機能 (計装設備)				

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)vii サポート機能>  
(第77条 通信連絡設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等※2
	設備※1	設備種別		
サポート機能 (通信連絡を行うために必要な設備)				

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。